

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
久米田高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、不用決定を行わずに廃棄していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 499 1635 695"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 499 736 581">品種</th> <th data-bbox="736 499 1020 581">品目 商品名</th> <th data-bbox="1020 499 1308 581">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1308 499 1451 581">数量</th> <th data-bbox="1451 499 1635 581">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 581 736 695">機械器具類</td> <td data-bbox="736 581 1020 695">OA機器類 レーザープリンター（カラー）</td> <td data-bbox="1020 581 1308 695">平成24年7月3日</td> <td data-bbox="1308 581 1451 695">1</td> <td data-bbox="1451 581 1635 695">227,220円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	OA機器類 レーザープリンター（カラー）	平成24年7月3日	1	227,220円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （不用の決定及び不用品の処分） 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
機械器具類	OA機器類 レーザープリンター（カラー）	平成24年7月3日	1	227,220円								
措置の内容												
<p>不用決定を行わずに廃棄した当該備品については、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 不用決定を行わずに廃棄した原因については、担当者が不用決定の手続を失念したためである。 再発防止に向けて、関係職員に対し、備品廃棄時の留意点及び手続について周知を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>												

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和6年1月12日）